

参考値

福島第一 物揚場前、1～4号機スクリーン、1～4号機取水口内 海水核種分析結果<1/3>

(データ集約: 8/3)

採取場所	福島第一 物揚場前海水				福島第一 1～4号機 取水口内北側海水		福島第一 1号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 1号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		炉規則告示 濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄 周辺監視区域外の 水中の濃度限度)
試料採取日 時刻	平成23年8月2日 6時38分		対象外		平成23年8月2日 6時48分		平成23年8月2日 6時53分		平成23年8月2日 6時57分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	
I-131 (約8日)	ND	-	/	/	ND	-	ND	-	ND	-	40
Cs-134 (約2年)	ND	-	/	/	ND	-	ND	-	ND	-	60
Cs-137 (約30年)	ND	-	/	/	ND	-	50	0.56	ND	-	90

炉規則告示濃度は、「Bq/cm³」の表記を「Bq/L」に換算した値
 その他の核種については評価中。
 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。
 本分析における海水の放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。
 代表3核種の検出限界値は次のとおり。I-131が約13Bq/L、Cs-134が約31Bq/L、Cs-137が約34Bq/L。
 ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

参考値

福島第一 物揚場前、1～4号機スクリーン、1～4号機取水口内 海水核種分析結果<2/3>

(データ集約: 8/3)

採取場所	福島第一 2号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 2号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		福島第一 3号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 3号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		福島第一 4号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		炉規則告示 濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄 周辺監視区域外の 水中の濃度限度)
試料採取日 時刻	平成23年8月2日 7時04分		平成23年8月2日 7時08分		平成23年8月2日 7時12分		平成23年8月2日 7時20分		平成23年8月2日 7時23分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	
I-131 (約8日)	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	40
Cs-134 (約2年)	ND	-	35	0.58	33	0.55	ND	-	ND	-	60
Cs-137 (約30年)	ND	-	43	0.48	ND	-	44	0.49	ND	-	90

炉規則告示濃度は、「Bq/cm³」の表記を「Bq/L」に換算した値
 その他の核種については評価中。
 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。
 本分析における海水の放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。
 代表3核種の検出限界値は次のとおり。I-131が約14Bq/L、Cs-134が約31Bq/L、Cs-137が約35Bq/L。
 ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

参考値

福島第一 物揚場前、1～4号機スクリーン、1～4号機取水口内 海水核種分析結果 < 3/3 >

(データ集約: 8/3)

採取場所	福島第一 4号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		福島第一 1～4号機 取水口内南側海水		福島第一 港湾口						炉規則告示 濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄 周辺監視区域外の 水中の濃度限度)
	試料採取日 時刻	平成23年8月2日 7時26分		平成23年8月2日 7時33分		対象外					
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	
I-131 (約8日)	ND	-	ND	-							40
Cs-134 (約2年)	46	0.77	36	0.60							60
Cs-137 (約30年)	70	0.78	ND	-							90

炉規則告示濃度は、「Bq/cm³」の表記を「Bq/L」に換算した値
 その他の核種については評価中。
 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。
 本分析における海水の放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。
 代表3核種のうちI-131とCs-137の検出限界値は次のとおり。I-131が約13Bq/L、Cs-137が約28Bq/L。
 ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。